

極楽寺護持会 会 則

(名 称)

第一条 本会は極楽寺護持会と称し、事務所を極楽寺に置く。

(目 的)

第2条 本会は浄土宗の本義に基き阿弥陀仏信仰の流布、強化のため、菩提寺たる極楽寺の護持・維持管理に協力し会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第三条 本会は前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- 一、浄土宗信仰の強化に関する事。
- 二、極楽寺の護持運営に関する事。
- 三、会員相互の融和に関する事。
- 四、その他本会において必要と認めた事。

(会 員)

第四条 本会は極楽寺の檀信徒およびその家族を以って組織する。極楽寺住職および極楽寺に勤務するものも会員とすることができる。

(役 員)

第五条 本会に次の役員を置く。

会長一名 副会長若干名 事務局長一名 幹事(会計監査)二名 世話人 必要人数
会長は筆頭檀家総代がこの任にあたり、副会長は他の檀家総代があたる。

(任 期)

第六条 役員任期はこれを定めない。

(職 務 権 限)

第七条 会長は本会を代表し会務を執行する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

(会 議)

第八条 本会の会議は総会および世話人会とする。総会は年一回これを招集し本会の事業計画・予算決算等を承認決定する。但し、会長は必要に応じ臨時に総会を招集することができる。世話人会は会長が必要と認めたる時はこれを招集することができる。議事は出席者の過半数をもってこれを決する。

(会 計)

第九条 会計は会費・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(予 算)

第十条 予算は会計年度毎に編成し、総会の議決を経なければならない。

(決 算)

第十一条 決算は毎会計年度終了後作成し、幹事(会計監査)の会計監査を受け、総会に提出し、その承認を得なければならない。

(会 計 年 度)

第十二条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。

(改 正)

第十三条 本会の会則は、総会において会員総数の過半数の議決を経て改正することができる。

(慶 弔)

第十四条 本会会員に次の慶弔あるときは、所定の額を呈上しその意を表わす。所定額は付則においてこれを定め、必要あるときはこれを改定する。

- 1、会員本人の死亡
- 2、会員本人の結婚
- 三、その他必要ある時。

付 則

(施 行 次 期)

第1条 この規則は平成十五年六月十二日から施行する。

(初 年 度 会 計)

第2条 初年度会計は本会則施行の日から、平成十六年三月三十一日までとする。

(慶 弔)

第3条 第十四条の所定額は、一 二万円、二 一万円 とし、三 についてはそのつど総代会でこれを決定する。

(会 費)

第4条 本会の会費は年額金一万円とし、会からの請求により所定の郵便貯金口座に会員が振り込み会に送金する。ただし初年度は年額の二分の一の金額を会からの請求によって年会費と同様の方法で会に送金する。